

マイナンバー（個人番号）・個人番号カードのお知らせ

今後のスケジュール

平成27年10月から

「マイナンバー（12桁の個人番号）」が記載された「通知カード」が、住民票を有する全ての方に通知されます。

また「通知カード」とあわせて「個人番号カード交付申請書」も送付されますので、「個人番号カード」の交付をご希望の方は申請をしてください。

「通知カード」は原則、住民票に記載された住所に送付されるため、住民票の住所と異なるところに
お住まいの方は、お住まいの市町村へ住民票の異動をお願いします。また、マンションやアパートな
どにお住まいの方で、住民票に居室番号が記載されていない方は、戸籍住民課で手続きをお願いします。

●通知を確実にお受け取りいただくためにもご協力お願いいたします。



【住民票についてのお問い合わせ先】

戸籍住民課（市役所1階①番窓口）

☎32・2112 / FAX 33・2234

Mail:kosekijumin@city.komatsushima.tokushima.jp

平成28年1月から

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の開始に伴い、個人番号カードの交付が開始されます。

●個人番号カード（取得は任意です）

- ・各種手続きにおけるマイナンバーの確認および本人確認の手段として使用されます。
- ・カードに記録されるのは、氏名、住所、個人番号のほか、電子証明書などに限られます。（所得などの個人情報記録されません）
- ・個人番号カードの交付時には「通知カード」を回収します。

●個人番号カードと住民基本台帳カード

- ・平成27年12月で住民基本台帳カードの発行業務を終了します。
- ・現在お持ちの住民基本台帳カードは有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードは、住民基本台帳カードと引き換えで交付され、両方を同時に持つことはできません。

●個人番号カードと公的個人認証サービス（電子証明書）

- ・平成27年12月で住民基本台帳カード向け電子証明書の発行・更新・失効業務を終了します。
- ・現在、電子証明書を取得している方は、有効期限まで利用できますが、個人番号カード取得と同時に現在の電子証明書は失効となります。
- ・個人番号カードには、電子証明書が標準搭載されます。

マイナンバー制度や個人番号カードについて詳しくは、次のホームページをご覧ください。ナビダイヤルまでお問い合わせください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

お問い合わせ先（平日午前9時30分から午後5時30分 全国共通ナビダイヤル）

日本語対応 ☎0570-20-0178

外国語対応（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）☎0570-20-0291



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん